

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会ふれあい子育て支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東員町内において地域を拠点に子育ての当事者など地域住民が多様な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを図るとともに、住民各層が地域で子育てを支援し自身の生きがいをづくりにつなげることで、住民参画のまちづくりを推進し、地域福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

(事業の対象者)

第3条 この事業の対象者は、東員町内に在住又は在勤する者で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 0歳から3歳未満の子供とその保護者
- (2) 地域で子育てを支援することに関心のある住民（以下「子育てサポーター」という。）
- (3) その他、本会会長が認める者

(事業の内容)

第4条 この事業を実施するにあたっては、町内公共施設等（以下「施設」という。）を利用し、子育てサポーター等との協働により実施するものとする。

2 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子育て応援ルームの運営
- (2) 子育てサロンの開催及び開催に係る情報発信やスペース提供など後方支援
- (3) 子育てサポーターの養成と協働事業の企画、実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するための活動の実施

3 前項に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

(実施日)

第5条 この事業の実施日に関しては、前条第2項各号に定める内容ごとに別に定めるものとする。

(利用)

第6条 この事業の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、それぞれ別に定める所定の手続きに基づき利用申込を行うものとする。

- 2 利用に際しては、必要に応じて実施に係る原材料費等必要な経費を徴収することがある。
- 3 前項の徴収及び納付に関しては、別に定めるものとする。

(利用停止)

第7条 本会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止させることができる。

- (1) 著しく社会性を損なう行為をしたとき
- (2) 本会の規律を乱すような言動、行為があったとき
- (3) 本会に対し、多大な損害を与えたとき
- (4) 周囲との協調を著しく欠く行為をしたとき
- (5) その他、本会会長が利用者として不相当と認めるとき

(損害賠償)

第8条 利用者は、事業を利用するうえで、自らの不注意及び作為により本会に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、本会会長に止むを得ない事由があると認められたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(ふれあい子育てサロン助成事業実施要綱の廃止)
- 2 社会福祉法人東員町社会福祉協議会ふれあい子育てサロン助成事業実施要綱（平成16年4月1日）は廃止する。